

財務諸表に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品一定額法

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—職員の退職給付に備える為、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会共済制度に基づき計算された金額を退職給付引当金に計上している。

・賞与引当金—職員の賞与の支給に備える為、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

3. 重要な会計方針の変更

当事業年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知、最終改訂平成27年9月25日雇児発0925第1号、社援発0925第1号、老発0925第1号、以下「会計基準」という)を採用している。

当該変更により、事業活動計算書及び貸借対照表の前年度決算欄には金額を記載していない。また、退職給付引当金について、従来、在職者に係る掛金累計額を計上していたが、原則として期末退職金要支給額を計上する方法に変更している。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会の退職共済制度による。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人は、社会福祉事業に1つの拠点区分しか存在しないため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人は、公益事業に1つの拠点区分しか存在しないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人は、収益事業に1つの拠点区分しか存在しないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 社会福祉事業拠点区分(社会福祉事業)

「法人運営事業」

「地域福祉推進事業」

「共同募金配分金事業」

「市・県社協受託事業」

「保育クラブ運営事業」

「貸付事業」

「福祉サービス利用援助事業」

イ 社会福祉事業拠点区分(公益事業)

「ふれあい基金」

ウ 社会福祉事業拠点区分(収益事業)

「会報公告」

「自動販売機」

「点字名刺」

「高齢疑似体験」

「てるぼグッズ」

「遺言・誕生ノート」

「入れ歯リサイクル」

「その他販売」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下の通りである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,575,000	1,174,903	400,097
機械及び装置	1,595,484	1,587,674	7,810
車両運搬具	15,983,089	10,562,047	5,421,042
器具及び備品	3,845,328	2,189,505	1,655,823
権利	1,131,656	0	1,131,656

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
該当なし
13. 重要な偶発債務
該当なし
14. 重要な後発事象
該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記(社会福祉事業区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品一定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—職員の退職給付に備える為、全国社会福祉団体職員退職積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会共済制度に基づき計算された金額を退職給付引当金に計上している。
 - ・賞与引当金—職員の賞与の支給に備える為、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式を採用している。

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会の退職共済制度による。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 社会福祉事業拠点区分(社会福祉事業)財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 社会福祉事業拠点区分(社会福祉事業)資金収支明細書(別紙3)
- (3) 社会福祉事業拠点区分(社会福祉事業)事業活動明細書(別紙4)
 - 「法人運営事業」
 - 「地域福祉推進事業」
 - 「共同募金配分事業」
 - 「市・県社協受託事業」
 - 「保育クラブ運営事業」
 - 「貸付事業」
 - 「福祉サービス利用援助事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記(社会福祉事業区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品一定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—職員の退職給付に備える為、全国社会福祉団体職員退職積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会共済制度に基づき計算された金額を退職給付引当金に計上している。
 - ・賞与引当金—職員の賞与の支給に備える為、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
 - 税込方式を採用している。

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会の退職共済制度による。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 社会福祉事業拠点区分(公益事業) 財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 社会福祉事業拠点区分(公益事業) 資金収支明細書(別紙3)
- (3) 社会福祉事業拠点区分(公益事業) 事業活動明細書(別紙4)
「ふれあい基金」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記(社会福祉事業区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品一定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—職員の退職給付に備える為、全国社会福祉団体職員退職積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会共済制度に基づき計算された金額を退職給付引当金に計上している。
 - ・賞与引当金—職員の賞与の支給に備える為、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式を採用している。

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び千葉県社会福祉事業共助会の退職共済制度による。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 社会福祉事業拠点区分(収益事業) 財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 社会福祉事業拠点区分(収益事業) 資金収支明細書(別紙3)
- (3) 社会福祉事業拠点区分(収益事業) 事業活動明細書(別紙4)
 - 「会報公告」
 - 「自動販売機」
 - 「点字名刺」
 - 「高齢疑似体験」
 - 「てるぼグッズ」
 - 「遺言・誕生ノート」
 - 「入れ歯リサイクル」
 - 「その他販売」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし